

株 主 各 位

第64期 定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

1. 業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況の概要
2. 連結持分変動計算書
3. 連結注記表
4. 株主資本等変動計算書
5. 個別注記

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(<https://www.noritsu.co.jp/>)に掲載することにより、開示しております。

ノーリツ鋼機株式会社

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりです。

（１）当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループを対象範囲としたコンプライアンス基本方針・行動規範の他、取締役規程をはじめ社内規程に基づき、法令・定款違反行為を抑止する。取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。
- ② 法令違反やコンプライアンスなどに関する事実についての社内報告体制として、内部通報制度運用規程に基づき運用を行う。
- ③ 社長直轄の監査室による内部監査を実施し、内部統制の有効性を確保する。
- ④ コンプライアンスに関する研修体制を整備する。
- ⑤ 監査等委員会は、当社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策を求めることができる。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社取締役の職務執行に係る情報については、社内規則に基づき保存・管理を行う。

（３）当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は当社グループを対象範囲とした危機管理統括規程を制定し、リスク管理体制の基本事項を定める。また当社は社長を委員長とする「危機管理統括委員会」を設置し、同様に子会社にも「危機管理委員会」等を設置しリスク管理に関する事項を審議する。
- ② 重要リスクが顕在化した場合、速やかな初動対応をとるための事業継続計画書（BCP）及び各種マニュアルの整備を進める。

（４）当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を月１回開催するほか、必要に応じ適宜臨時取締役会を開催し、取締役会規程に定める付議事項について決議する。

- ② 子会社は、3ヶ月に1回以上の割合で適宜取締役会を開催し、取締役会規程に定める付議事項について決議する。
- ③ 当社グループの取締役は、必要に応じてそれぞれの代表取締役又は他の取締役と会社の重要な事項について意見交換並びに情報交換を行う。
- ④ 当社グループの社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
- ⑤ 当社は、子会社等管理規程及び関連会社管理規程並びに他のルールを定め、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するため、子会社等管理規程及び関連会社管理規程並びに他のルールを定め、子会社は、各々の重要規程を定める。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の意見を尊重して、当該使用人を選任し補助させる。補助使用人は、専任又は兼務とし、監査等委員会の意見を尊重し決定する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人は監査等委員会の指揮命令に従い、他の人事関連事項(異動、評価等)については、監査等委員会の意見を徹しこれを尊重する。また当該補助者が兼務の場合、監査等委員会の指揮命令に優先的に従うものとし、会社は業務負担について配慮する。

(8) 当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害及び不利益を及ぼすおそれがある事実が発生した場合は当社監査等委員会に速やかに報告する。
- ② 当社グループの取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、取締役の職務執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその可能性及び事実を当社監査等委員会に報告する。

- ③ 当社監査等委員会が必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ④ 法令違反やコンプライアンスなどに関する事実についての社内報告体制として内部通報制度運用規程並びにコンプライアンス委員会規程に基づき、監査等委員会への適切な報告体制を確保する。
- ⑤ 前①号②号の報告した者が、報告を理由とした不利益な取扱いが行われないものとする。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役と監査等委員会の定期的会合（年2回程度）を継続し行う。
- ② 監査対象・責任の明確化、監査スタッフの増強など監査機能の充実を図る。
- ③ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理について適正に運用する。

(10) 反社会的勢力排除へ向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては断固として拒絶することをコンプライアンス基本方針及び行動規範において定め、関係排除に取り組んでいる。
- ② 当社行動規範に基づき、反社会的勢力に対して具体的な対応を行うため、対応部門を総務部門とし、警察当局等の外部専門機関とも連携を図り、併せて反社会的勢力に関する情報を当該部門専門機関と共有している。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、上記方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取組は以下の通りです。

(1) コンプライアンスに関する取り組み

- ① 当社グループに新たに入社した使用人に対してグループ行動規範及びコンプライアンス教育マニュアルを配布し、法令及び社会規範の周知・徹底を図り、行動規範の理解及び遵守に対する同意書を入手しております。
- ② 年に1回、当社グループに対し、グループ行動規範及びコンプライアンス教育マニュアルを配布してコンプライアンス教育を実施し、役員及び使用人が法令及び社会規範を遵守するための取り組みを継続的に行っております。
- ③ 当社グループは、法令違反等におけるコンプライアンス違反の早期発見と改善措置を図るため、当社監査室を窓口とする内部通報制度を設けております。

(2) 子会社の経営管理

- ① 子会社の経営管理につきましては、子会社等管理規程及び関連会社管理規程を定め、子会社から事前の承認及び報告を受ける体制を整えております。
- ② 当社の取締役及び使用人が子会社の取締役等に就任し、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを監督しております。
- ③ 子会社からの財務状況及びその他の状況につきましては、月次で報告を受け、当社の取締役会へ適宜報告しております。

(3) 取締役の職務執行

当社は、当事業年度におきまして取締役会を計14回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針、予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、月次の業績の分析・評価を行い、法令や定款等の適合性と業務の適正の観点から審議をいたしました。

(4) 監査等委員会の職務執行

- ① 監査等委員会は、監査等委員会規程に基づき、監査等委員会を計8回開催し、監査計画に基づき、取締役の業務執行に関する監査を行っております。
- ② 監査等委員は、会計監査人、当社監査室及び当社グループ等と必要に応じて情報・意見交換を行い、当社グループの内部統制システム全般をモニタリングし、より効率的な運用について助言を行っております。

連結持分変動計算書

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式
当 期 首 残 高	7,025	14,908	42,008	△1,211
会計方針の変更の影響			△384	
当 期 首 修 正 後 残 高	7,025	14,908	41,623	△1,211
当期利益 (△は損失)			2,953	
その他の包括利益 (△は損失)				
当 期 包 括 利 益 合 計			2,953	
新株予約権の発行				
非支配持分との取引等		△143		
新株予約権の失効				
配 当 金			△534	
そ の 他		△8		
自 己 株 式 の 取 得				△0
その他の包括利益から 利益剰余金への振替			1,010	
所有者との取引合計	-	△152	476	△0
当 期 末 残 高	7,025	14,755	45,052	△1,211

	その他の資本の構成要素					親会社の所有者に 帰属する持分	非支配持分	資 本 合 計
	新株予約権	その他の包括利益 を通じて測定する 金融資産の公正価値 の純変動	在 外 営 業 活 動 体 の 換 算 差 額	確 定 給 付 制 度 の 再 測 定	合 計			
当 期 首 残 高	38	12,803	△94	-	12,747	75,478	1,231	76,709
会計方針の変更の影響					-	△384	0	△384
当 期 首 修 正 後 残 高	38	12,803	△94	-	12,747	75,093	1,231	76,325
当期利益（△は損失）						2,953	△309	2,643
その他の包括利益（△は損失）		△2,286	△11	△89	△2,388	△2,388	△3	△2,391
当 期 包 括 利 益 合 計		△2,286	△11	△89	△2,388	564	△312	252
新 株 予 約 権 の 発 行					-	-	22	22
非支配持分との取引等					-	△143	2,074	1,930
新 株 予 約 権 の 失 効					-	-	△12	△12
配 当 金					-	△534	-	△534
そ の 他						△8		△8
自 己 株 式 の 取 得					-	△0	-	△0
その他の包括利益から 利益剰余金への振替		△1,099		89	△1,010	-	-	-
所有者との取引合計	-	△1,099	-	89	△1,010	△687	2,085	1,398
当 期 末 残 高	38	9,417	△106	-	9,349	74,971	3,004	77,975

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」）に準拠して作成しております。

なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 39社

主要会社：株式会社ドクターネット、株式会社ハルメク、株式会社全国通販、株式会社 J MDC、フィード株式会社、テイボー株式会社、日本共済株式会社 他

新規連結子会社 3社

株式会社soliton corporation 他

(3) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用関連会社の数 2社

P S T株式会社 他

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、泰宝制筆材料（常熟）有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類作成に当たっては、連結決算日において仮決算をしております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 金融資産

売上債権及びその他の債権は発生日に、それ以外については約定日に認識しております。金融資産の認識の中止にあたっては、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、かつ、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てを移転している場合に認識の中止をしております。

当社グループは、金融資産を当初認識時に償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて測定する負債性金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定す

る資本性金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。その概要は以下の通りです。

(a) 償却原価で測定する金融資産

負債性金融商品に対する投資のうち、契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみであり、その契約上のキャッシュ・フローを回収することを事業目的としているものについては、償却原価で測定しております。

償却原価で測定する金融資産は、公正価値（直接帰属する取引費用を含む）で当初認識しております。当初認識後、当該資産の帳簿価格は償却原価は実効金利法を用いて測定しており、必要な場合には減損損失を控除しております。

(b) 公正価値で測定する金融資産

FVTOCIの負債性金融資産

負債性金融商品に対する投資のうち、契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息の支払のみであり、その契約上のキャッシュ・フローを回収すること及び当該投資を売却することの両方を事業目的としているものについては、公正価値（直接帰属する取引費用を含む）で測定し、原則としてその評価差額をその他の包括利益に認識（以下「FVTOCI」）しております。FVTOCIの負債性金融商品に対する投資の認識を中止した場合には、連結財政状態計算書のその他の資本の構成要素に含まれる公正価値の純変動の累積額を純損益に振り替えます。

FVTOCIの資本性金融資産

資本性金融商品に対する投資については、売買目的で保有されるもの以外はFVTOCIとすることを選択しております。FVTOCIの資本性金融資産は、公正価値（直接帰属する取引費用を含む）で当初認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動」として、その他の包括利益に含めております。FVTOCIの資本性金融商品に対する投資の認識を中止した場合には、連結財政状態計算書のその他の資本の構成要素に含まれる公正価値の純変動の累積額を利益剰余金に直接振り替えており、純損益に認識しておりません。FVTOCIの資本性金融商品に対する投資から生じる受取配当金は、金融収益の一部として純損益に認識しております。

なお、当社グループは、IFRS第1号の免除規定を採用し、IFRS移行日時点で存在する事実及び状況に基づき、資本性金融商品に対する投資を、その他の包括

利益を通じて公正価値で測定するものとして指定いたしました。

FVTPLの金融資産

負債性金融商品に対する投資のうち、償却原価で測定するまたはFVTOCIとするもの以外については、公正価値で測定し、評価差額を純損益に認識（以下「FVTPL」）しております。FVTPLの金融資産は、当初認識時に公正価値で測定し、取引費用は発生時に純損益で認識しております。

当社グループは、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を損失評価引当金として認識しております。当初認識時点から信用リスクの著しい増加があった場合には、残存期間にわたる予想信用損失を損失評価引当金として認識しております。信用リスクが著しく増加しているか否かは、デフォルトリスクの変化にもとづいて判断しており、デフォルトリスクに変化があるかどうかの判断にあたっては、以下を考慮しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、当初から残存期間にわたる予想信用損失を認識しております。

- ・金融資産の外部格付
- ・内部格付の格下げ
- ・売上減少などの借手の営業成績の悪化
- ・親会社、関連会社からの金融支援の縮小
- ・延滞（期日超過情報）

また、予想信用損失は、契約上受取ることのできる金額と受け取りが見込まれる金額との差額の割引現在価値にもとづいて測定しております。

2) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い方の金額で測定しております。棚卸資産の取得原価は、原材料費、直接労務費、その他の直接費及び関連する製造間接費（正常生産能力に基づいている）が含まれており、個々の棚卸資産に代替性がない場合は個別法により、また個々の棚卸資産に代替性がある場合は主として平均法に基づいて配分されております。各棚卸資産の正味実現可能価額は、通常の事業の過程における予想売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- 1) 有形固定資産
定額法

2) 無形資産

定額法（自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間に基づく定額法）

③ 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために資源の流出の可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りが可能である場合に認識されます。

貨幣の時間的価値の影響が重要である場合、引当金は当該負債に固有のリスクを反映させた割引率を使用した現在価値により測定しております。

④ 従業員給付

1) 短期従業員給付

短期従業員給付は、従業員から関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。当社が従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的または推定的債務を負っており、かつその金額について信頼性のある見積りが可能である場合に、支払われると見積られる金額を負債として認識しております。

2) 退職後給付

一部の連結子会社は確定給付型年金制度及び退職一時金制度を採用しております。確定給付に係る資産及び退職給付に係る負債は、確定給付型年金制度に関連する債務の現在価値から制度資産の公正価値を差し引くことにより算定しております。確定給付型年金制度に関連する債務の現在価値及び関連する当期勤務費用、並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式を使用して制度ごとに個別に算定しております。割引率は、将来の給付支払までの見込期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した連結会計年度末日時点の優良社債の市場利回りに基づいて算定した場合と等しくなる単一の割引率を見積もって算定しております。

確定給付型制度から生じる数理計算上の差異はその他の包括利益で認識し、発生時にその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。また、過去勤務費用は発生時の純損益として認識しております。確定給付型年金制度が積立超過である場合には、当社グループは、確定給付に係る資産を当該確定給付制度の積立評価額と資産上限額のいずれか低い方で測定します。

また、当社及び国内連結子会社は日本国が運営する厚生年金保険制度の適用を受けております。日本国が運営する厚生年金保険制度への拠出は、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として認識しております。

⑤ 収益

当社グループでは以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

1) 外貨建取引

グループ内の各企業はそれぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しております。

外貨建取引は、取引日の直物為替レートを用いて機能通貨に換算しております。外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の直物為替レートにより機能通貨に換算しております。当該換算及び決済により生じる換算差額は、純損益で認識しております。

取得原価により測定する外貨建の非貨幣性資産及び負債は、取引日の直物為替レートにより機能通貨に換算しております。公正価値により測定する外貨建の非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における直物為替レートにより機能通貨に換算しております。非貨幣性資産及び負債の為替換算差額は、非貨幣性資産及び負債に係る利得又は損失をその他の包括利益に認識する場合には、当該利得又は損失の為替部分はその他の包括利益に認識し、非貨幣性資産及び負債に係る利得又は損失を純損益に認識する場合には、当該利得又は損失の為替部分は純損益で認識しております。

2) 在外営業活動体

表示通貨と異なる機能通貨を使用している在外営業活動体については、資産及び負債は期末日の直物為替レートにより、収益及び費用は直物為替レートの期中平均を用いて表示通貨である日本円に換算しております。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の資本の構成要素に含めて表示しております。

⑦ 保険会計

1) 保険会計一般

保険者が自ら発行した保険契約及び保険者が保有する再保険契約に関しては、IFRS第4号「保険契約」に準拠し、従来から日本において適用される保険業法及び保険業法施行規則に基づいた会計処理を適用しております。

2) 保険契約準備金

従来から日本において適用される保険契約に関する法令に定める保険負債の測定方法を適用しております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

1) のれん

のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんは償却を行わず、年に一度、もしくは減損の兆候を識別した時にはその都度、減損テストを行っております。

2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

4) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針の変更に関する注記

当連結会計年度よりIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用しております。

適用に伴い、IFRS第4号「保険契約」に基づく収益を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループにおいては、上記の5ステップアプローチに基づき、医療情報に関する事業の一部の取引において、受領したライセンス収入の収益認識時期を契約に伴う履行義務の充足に照らして見直した結果、従前の会計基準で既に収益認識したライセンス収入を契約負債として計上いたしました。

上記の変更の他、遠隔画像診断にかかる事業の一部の取引において、従前の会計基準で顧客の検収をもって収益を認識していた機器設置販売にかかる収益を顧客に支配が移転することによって履行義務を充足した期間にわたり認識し、顧客に移転したとみなされる資産と交換に受け取る対価を契約資産として認識いたしました。

また、シニア向け雑誌出版販売事業の一部の取引において、定期購読の契約期間に応じて販売価格の調整をする変動対価があり、従前の会計基準の下では契約が変更された時点で認識していた収益を契約条件等に基づき見積った販売価格により顧客に支配が移転した時点で認識し、顧客に移転したとみなされる資産を契約資産として認識いたしました。

その他、ペン先部材の生産販売事業の一部の取引において、買戻し契約のある有償支給部材を引き続き棚卸資産として認識し、有償支給先に残存する支給部材の期末棚卸高に対応する買戻し義務を契約負債として計上いたしました。

なお、その他の流動負債に含めて表示しておりました前受金を契約負債として表示しております。

これらの結果、従前の会計基準を適用した場合と比較して、当連結会計年度の期首時点において、契約資産を76百万円、契約負債を19億3百万円（うち従来の前受金を振替えた額は12億64百万円）、繰延税金資産を1億69百万円計上し、利益剰余金が3億84百万円減少しております。また、当連結会計年度末において、契約資産は97百万円、契約

負債は23億36百万円（うち従来の前受金を振替えた額は15億37百万円）、関連する繰延税金資産は2億21百万円となっております。また、当連結会計年度において、売上収益は従来の会計基準に比較し1億99百万円減少し、親会社の所有者に帰属する当期利益については1億5百万円減少しております。

なお、適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

4,281百万円

(2) 担保資産

借入金（流動）1,096百万円、借入金（非流動）8,500百万円及びその他の金融負債（流動・非流動）17百万円の担保として供しております。

その他の金融資産（非流動）	17百万円
合計	17

上記のほか、連結処理により相殺消去されております連結子会社株式等24,513百万円を担保に供しております。

（3）財務制限条項等

当社の借入金に係る契約のうち一部の契約には、財務制限条項が付されております。その総額は30,682百万円で、各条項のいずれかに抵触した場合は期限の利益を喪失する場合があります。

4. 連結持分変動計算書に関する注記

（1）当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 36,190,872株

（2）連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	284	8.00	2018年3月31日	2018年6月22日
2018年10月19日 取締役会	普通株式	249	7.00	2018年9月30日	2018年12月4日
計		534			

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年6月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額 284百万円
1株当たり配当額 8円
基準日 2019年3月31日
効力発生日 2019年6月21日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、社内規程にて、資金の内、運転資金を除く余剰資金の範囲内で運用を行うこととしております。金融資産はその流動性を確保し、主に銀行の預貯金及び高格付けの社債等、元本の安全性の高い金融商品に限定しております。

投資に当たっては、対象の流動性、信用性を勘案し、企業本来の目的を逸脱しない範囲に限定しております。

調達に当たっては、銀行等金融機関からの借入により主にプロジェクト資金を調達しております。

売上債権及びその他の債権、その他の金融資産は取引先の信用リスクに晒されております。営業管理部門及び経理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに回収期日や残高を定期的に管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、その他の金融資産については、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、主に業務上の関係を有する株式及び一時的な余資運用債券であり、株式及び債券については定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することで減損懸念の早期把握や軽減を図っております。

仕入債務及びその他の債務は、一年以内の支払期日であります。

借入金は、主にプロジェクト資金に係る調達を目的としたものであり、契約期間は最長で10年であります。金利は主に変動金利をベースとしているため、金利変動リスクにさらされております。

(2) 金融商品の公正価値に関する事項

① 公正価値の測定方法

当社グループは、金融資産及び金融負債の公正価値について次のとおり決定しております。金融商品の公正価値の見積りにおいて、市場価格が入手できる場合は市場価格を利用しております。市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、適切な評価方法により見積りを行っております。

(現金及び現金同等物、売上債権及びその他の債権、仕入れ債務及びその他の債務、短期借入金)

満期までの期間が短期であるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。

(借入金)

長期の借入金については元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

(その他の金融資産、その他の金融負債)

その他の金融資産のうち、市場性のある有価証券の公正価値は市場価格等に基づいて見積りを行っております。非上場株式について評価技法を利用した公正価値の見積りを行っております。

② 金融商品の帳簿価額と公正価値

決算日における金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

なお、公正価値で測定する金融商品及び帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、次表に含めておりません。

(単位：百万円)

科 目	帳簿価額	公正価値
借入金（流動）	5,814	5,821
借入金（非流動）	30,268	30,302

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	2,104円04銭
基本的1株当たり当期利益	82円92銭

7. 売却目的保有に分類される処分グループ及び非継続事業に関する注記

当連結会計年度において、連結子会社の株式会社ジーンテクノサイエンス（以下「GTS」）が、2019年3月12日開催の同社臨時株主総会において、2019年4月1日を効力発生日とする、GTSを株式交換完全親会社とし、株式会社セルテクノロジーを株式交換完全子会社とする株式交換を実施する決議し、2019年4月1日に当該株式交換の効力が発生したことに伴い、当社のGTSに対する支配が喪失することが確実に、持分法適用関連会社に異動するため、当連結会計年度においてGTSの資産及び負債を売却目的に分類された処分グループに分類し、かかるバイオ医薬品に関する事業を非継続事業として分類しております。

(1) 売却目的で保有する処分グループ

売却目的で保有する処分グループの内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2019年3月31日現在
資産	
現金及び現金同等物	2,009
売上債権及びその他の債権	566
棚卸資産	11
その他の流動資産	233
有形固定資産	2
のれん	2,234
無形資産	4,223
持分法で会計処理されている投資	37
その他の金融資産	137
資産合計	9,457
負債	
仕入債務及びその他の債務	367
その他の金融負債	1
未払法人所得税	22
その他の流動負債	12
繰延税金負債	1,267
退職給付に係る負債	19
負債合計	1,690

(2) 非継続事業の業績

非継続事業の業績は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2018年4月1日から 2019年3月31日まで
非継続事業の損益	
売上収益	1,021
売上原価、販売費及び一般管理費	1,926
その他の収益	32
その他の費用	55
営業損失	927
持分法による投資損失	6
金融収益	35
金融費用	0
税引前当期損失	899
法人所得税費用	11
非継続事業からの当期損失	887

8. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の異動)

連結子会社のG T S が、2019年3月12日開催の同社臨時株主総会において、2019年4月1日を効力発生日とするG T S を株式交換完全親会社とし、株式会社セルテクノロジーを株式交換完全子会社とする株式交換を実施する決議をし、2019年4月1日に当該株式交換の効力が発生したことに伴い、当社のG T S に対する支配が喪失したことから、持分法適用関連会社に異動いたしました。

(新株予約権(有償ストック・オプション)の発行)

当社は、2019年3月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の一部の取締役に対し、業績目標コミットメント型有償ストック・オプションとして第3回新株予約権を発行すること及び割当てることを決議し、2019年4月5日に付与いたしました。その内容は以下のとおりです。

1. 新株予約権の数

5,428個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式542,800株とし、下記3. (1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は、1,600円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(以下、「ブルータス」という。)が算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。なお、ブルータスは、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2019年3月19日の東京証券取引所における当社株価の終値2,417円/株、株価変動性43.56%、配当利回り0.62%、無リスク利子率-0.026%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額2,417円/株、満期までの期間10年、業績条件)に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出している。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切

り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2019年3月19日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金2,417円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2023年7月1日から2029年3月31日までとする。

（4）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記

①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（5）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（6）新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2022年3月期及び2023年3月期の2事業年度における事業EBITDAの金額がいずれも90億円を超過している場合に限り本新株予約権を行使することができるものとする。

なお、上記の判定に用いる事業EBITDAは、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における「営業利益」の額に対して「その他の収益」を減算し「その他の費用」を加算することで事業利益を算定し、これに連結キャッシュ・フロー計算書における「減価償却費及び償却費」を加算することにより算出された金額をいうものとし、連結財務諸表を作成していない場合、それぞれ損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書を参照するものとする。また、IFRS第16号の適用により生じた「減価償却費及び償却費」は事業EBITDAの計算における「減価償却費及び償却費」に含まれないものとし、その他、適用される会計基準の変更等の理由により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

② 新株予約権者は、本新株予約権の上記3.（6）①の条件の達成時及び本新株予約権の権利行使時においては、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任または懲戒解雇された場合など、新株予約権者が本新株予約権を行使することが適切でないと当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。

③ 新株予約権者に相続が発生した場合、新株予約権者の法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割または法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。）は、行使期間において、当該本新株予約権を行使することができるものとする。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2019年4月5日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.（3）に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.（4）に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3. (6) に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5 に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
2019年4月5日
9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
当社取締役 1 名 5,428個

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	7,025	17,913	17,913	582	22,552	3,559	26,695	△1,211	50,422
当 期 変 動 額							-		-
剰 余 金 の 配 当						△534	△534		△534
当 期 純 利 益						1,188	1,188		1,188
自 己 株 式 の 取 得							-	△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							-		-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	653	653	△0	653
当 期 末 残 高	7,025	17,913	17,913	582	22,552	4,213	27,348	△1,211	51,076

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	-	-	38	50,460
当期変動額				-
剰余金の配当				△534
当期純利益				1,188
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	11,143	11,143		11,143
当期変動額合計	11,143	11,143	-	11,797
当期末残高	11,143	11,143	38	62,258

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券 時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却
原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

なお、匿名組合出資については、匿名組合の財産の持分相当額を「有価証券」又は「投資有価証券」として計上しております。

匿名組合の出資時に「有価証券」又は「投資有価証券」を計上し、匿名組合の営業により獲得した損益の持分相当額のうち、主たる事業である投資目的の匿名組合出資に係る損益は「売上高」に計上し、主たる事業以外である運用目的の匿名組合出資に係る損益は「営業外損益」に計上し、それぞれ同額を「有価証券」又は「投資有価証券」に加減し、また、営業者からの出資金（営業により獲得した損益の持分相当額を含む）の払い戻しについては、「有価証券」又は「投資有価証券」を減額させております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法によっております。なお、主要な減価償却資産の耐用年数は次のとおりであります。

建物……………10年～50年

工具器具備品……………5年～10年

無形固定資産 ソフトウェア……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- ② 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ③ 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
- ④ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当する事項はございません。

3. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る基準』の一部改正」（企業第28号平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算の一部を改正する省令」（法務第5号平成30年3月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	22百万円
及び減損損失累計額	
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
①担保に供している資産	
子会社株式	12,315百万円
②担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	1,096百万円
長期借入金	8,500
合計	9,596

1年内返済予定の長期借入金1,096百万円及び長期借入金8,500百万円については、子会社を通じて保有する関連会社株式12,198百万円を担保に供しております。

③財務制限条項

当社の借入金にかかる契約のうち一部の契約には財務制限条項等が付されております。その総額は、30,682百万円で、各条項のいずれかに抵触した場合は期限の利益を喪失する場合があります。

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	8,518百万円
長期金銭債権	27,247
短期金銭債務	0

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	-百万円
仕入高	△5
営業取引以外の取引高	608

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	577,033株
------	----------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	10,717百万円
関係会社株式	764
貸倒引当金	398
未払金	37
未払事業税	19
貸倒損失	15
その他	6
繰延税金資産 小計	11,959
評価性引当額	△10,127
繰延税金資産 合計	1,831
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	4,920
子会社株式	20
繰延税金負債 合計	4,941
繰延税金負債の純額	3,109

8. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の (被所有) 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注7)	科 目	期末残高 (注7)
子会社	NKリレーションズ 合同会社	所有 直接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注1、3) 資金の回収 (注1) 利息の受取 (注3)	2,338 2,130 134	- - -	- - -
子会社	NKアグリ 株式会社	所有 直接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注1、2) 利息の受取 (注2)	150 10	長期 貸付金 短期 貸付金 未収収益	1,000 300 8
子会社	株式会社 ハルメク	所有 間接 94.92%	資金の援助 役員の兼任 担保の受入	資金の貸付 (注1、3) 利息の受取 (注1)	1,500 5	短期 貸付金 その他の 流動資産	1,500 0
子会社	株式会社 J MDC	所有 直接 88.37%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注1、3) 資金の回収 (注1) 利息の受取 (注1)	2,528 75 13	長期 貸付金 1年内 回収予定 長期貸付金 短期 貸付金 その他の 流動資産	1,262 100 1,090 0
				借入金に対する担 保の受入 (注6)	9,596		
子会社	テイボー 株式会社	所有 直接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注1、3) 資金の回収 (注1) 利息の受取 (注1)	23,147 1,135 278	長期 貸付金 1年内 回収予定 長期貸付金 その他の 流動資産	20,660 1,352 51
				借入に対する 被保証 (注5)	17,359		
子会社	株式会社 Launchpad13	所有 間接 88.37%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注1、3) 資金の返済 (注1) 利息の受取 (注1)	1,714 107 5	長期 貸付金 1年内 回収予定 長期貸付金 その他の 流動資産	1,464 142 0
子会社	エムアンドエス 株式会社	所有 間接 100.0%	資金の援助	連結納税個別帰属 額の調整額 (注4)	87	未収入金	87
				借入金に対する担 保の受入 (注6)	9,596		

子会社	株式会社ハルメク ホールディングス	所有 直接 94.92%	担保の受入	当社銀行借入金 に対する担保の 受入（注6）	9,596	
子会社	株式会社デンタル ホールディング	所有 直接 100.0%				
子会社	株式会社ユニケソフ トウェアリサーチ	所有 間接 88.37%				
子会社	株式会社日本メディケ ートプラン	所有 間接 88.37%				

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注1）各子会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間1年から10年であり、貸付の目的に応じた合理的な期間にて回収しております。なお、担保は受け入れておりません。
- （注2）NKアグリ株式会社に対する貸付金に対し、全額貸倒引当金を計上しており、当事業年度において貸倒引当金繰入額150百万円を計上しております。
- （注3）NKリレーションズ合同会社は2018年9月1日に当社に吸収合併されております。そのため、貸付金を引継いでおります。また、NKリレーションズ合同会社との取引は合併期日までの当社との取引金額を記載しております。
- （注4）エムアンドエス株式会社より受け取る連結納税個別帰属額の調整益は、税金計算の結果、還付税金を受け入るものであります。
- （注5）金融機関からの借入に対し、債務保証を受け入れております。なおこれに対する保証料は支払っておりません。
- （注6）金融機関からの借入に対し、子会社が保有する株式を担保に供しております。
- （注7）取引金額は消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めて記載しております。

2. 役員及び個人主要株主等 該当する事項はございません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,747円08銭
1株当たり当期純利益	33円36銭

10. 重要な後発事象に関する注記

（新株予約権（有償ストック・オプション）の発行）

当社は、2019年3月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の一部の取締役に対し、業績目標コミットメント型有償ストック・オプションとして第3回新株予約権を発行すること及び割当てを決議し、2019年4月5日に付与いたしました。

なお、詳細につきましては、「連結計算書類 連結注記表 8. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。